4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第十六条中「第二十四条第一項」を「第二十四条」に改める。

第十六条の三中「第三十条第二項第四号の二」を「第三十条第二項第五号」に改める。

第十八条（見出しを含む。）及び第十九条中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、第十九条の二を第十九条の四とし、第十九条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第十九条の二　機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として国土交通大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第十九条の三　機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして国土交通大臣が定めるものとする。

第二十四条中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令」を「令」に改める。

第二十七条中「第五条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

（国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所が」を「国立研究開発法人森林総合研究所が」に改め、同条第二十三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改め、同条第二十四号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（中期目標管理法人となる独立行政法人の業務実績等報告書に係る経過措置）

第二条　改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定の適用がされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）」と、「第二十九条第二項第二号に」とあるのは「第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果（当該項目が通則法」とあるのは「結果（当該項目が旧通則法」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法」とする。

一　独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令第八条第一項

二　独立行政法人航海訓練所に関する省令第八条第一項

三　独立行政法人海技教育機構に関する省令第八条第一項

四　独立行政法人航空大学校に関する省令第八条第一項

五　自動車検査独立行政法人に関する省令第八条第一項

六　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令第七条の二第一項

七　独立行政法人国際観光振興機構に関する省令第八条第一項

八　独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第八条第一項

九　独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第八条第一項

十　独立行政法人都市再生機構に関する省令第八条第一項

十一　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令第七条の二第一項

（国立研究開発法人となる独立行政法人の業務実績等報告書に係る経過措置）

第三条　改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第三十五条の四第一項の中長期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績（当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）」と、「第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法」とする。

一　国立研究開発法人建築研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十五号）第八条第一項

二　国立研究開発法人海上技術安全研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十七号）第八条第一項

三　国立研究開発法人港湾空港技術研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十八号）第八条第一項

四　国立研究開発法人電子航法研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十九号）第八条第一項

（事業報告書の作成に係る経過措置）

第四条　この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

一　国立研究開発法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十四号）第九条第三項

二　国立研究開発法人建築研究所に関する省令第十五条第三項

三　独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令第十五条第三項

四　国立研究開発法人海上技術安全研究所に関する省令第十五条第三項